

足立区総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導指針における屋外広告物の設置に関する基準

第1 目的

本基準は、足立区総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導指針（以下「高さ等誘導指針」という。）第5「総合設計制度における屋外広告物及びその他これに類するものの誘導」に規定する屋外広告物及びその他これに類するものの設置に関する具体的な基準を定めるものである。

第2 用語の定義

本基準において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、足立区総合設計許可要綱（以下「許可要綱」という。）、高さ等誘導指針及び足立区景観計画において使用する用語の例による。

第3 屋外広告物を設置することができる計画建築物等の低層部の範囲

高さ等誘導指針に規定する屋外広告物及びその他これに類するものを設置することができる計画建築物等の低層部の範囲は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、東京都屋外広告物条例（昭和24年条例第100号）、足立区景観計画に定める景観形成基準その他の規定により設置の制限を受ける場合を除き、計画建築物の地上3階までの部分又は地盤面から10メートル以下の部分とする。ただし、人工地盤やデッキが設置されている場合などは、周囲の状況により個別の判断ができるものとする。

第4 計画建築物等の低層部以外に屋外広告物を設置する場合の基準

高さ等誘導指針第5「総合設計制度における屋外広告物及びその他これに類するものの誘導」に規定する原則を適用せずに、計画建築物等の低層部以外の場所に屋外広告物及びその他これに類するものを設置する場合は、当該屋外広告物及びその他これに類するものは、表1に定める基準に適合するものでなければならない。

表1

設置可能な屋外広告物の種類	設置基準
ビルの名称、店名又は商標を表示するもの	(1) 屋上に設置しないこと。 (2) 光源を使用する場合は、間接照明（白色の光源を用いた内照式のものを含む。）とすること。ただし、光源が点滅しないものとする。 (3) 壁面を使って投射するものではないこと (4) 文字や商標の大きさについては、次のとおりであること。 ア 高さ：最大部分が3mを超えないこと。 イ 長さ：表示する壁面の幅の概ね1/3以下とすること。

	(5) 色彩は単色（縦3 m×横3 m以内の商標を除く。）で、外壁と調和した色合いであること。
--	---

付 則（25足都建発第1296号 平成26年1月30日都市整備部長決定）
この基準は、平成26年2月5日から施行する。